

別表第1（第4条関係）

事業	要件
地域生活体験支援事業	精神科病院におおむね1年以上入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院が可能である者で施設の体験的な利用が必要と認められるもの
地域生活定着促進事業	精神科病院におおむね1年以上入院していた精神障害者のうち、当該病院を退院し地域での生活等を行っている者で退院後6箇月以内に通所施設を正式に利用しているもの
宿泊体験支援事業	精神科病院におおむね1年以上入院している精神障害者または生活訓練施設に入所している精神障害者で、グループホーム（ケアホームを含む。）の宿泊の体験が必要と認められるもの

別表第2（第4条関係）

事業また補助金	補助金の交付の対象となる事業所等	補助金の交付の対象となる経費	補助金の額および補助金の上限となる日数、月数または泊数
地域生活体験支援事業または地域生活支援体験支援補助金	障害者自立支援法（平成17年法律第1123号）で定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または短期入所の障害福祉サービスを日中通所により提供する指定障害福祉サービス事業所、障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設および同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設のうち日中通所の事業所、同法附則第48条で規定する精神障害者社会復帰施設のうち日中通所の施設および生活訓練施設、地域活動支援センターまたは滋賀型地域活動支援センター	施設の運営費、認定障害者の支援に要する経費、職員等の給与、福利厚生費、旅費交通費、器具什器費、消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、損害保険料または賃借料	事業所等に受け入れた認定障害者1人につき1日（生活訓練施設で宿泊を伴う場合にあっては、1泊）当たり5,000円とし、12日（泊）を限度とする。
地域生活定着促進事業または地域生活定着促進補助金			事業所等に受け入れた認定障害者1人につき1月当たり5,000円とし、6月を限度とする。
宿泊体験支援事業または宿泊体験支援補助金	障害者自立支援法で定める共同生活援助または共同生活介護の障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業所		事業所等に受け入れた認定障害者1人につき1泊当たり5,000円とし、7泊を限度とする。

備考

- 生活訓練施設は、地域生活体験支援補助金のみ交付を受けることができる。
- 地域活動支援センターのうちⅠ型またはⅡ型の施設を運営する事業者等は、地域生活定着促進補助金のみ交付を受けることができる。
- 月の途中から事業所等の利用を開始する場合、当該月の当該事業所等の開所の日数の2分の1以上あれば、地域生活定着促進補助金の交付の対象となる月とする。